

別府大学短期大学部学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 別府大学短期大学部(以下「本学」という。)は、教育基本法及び学校教育法に則り、建学の精神「真理はわれらを自由にする」を基礎にして、専門の学芸を教授研究するとともに、高い専門能力と広い教養を身につけ、豊かな人間性を備え、進んで社会に貢献しようとする人材を養成し、もって学術・文化・社会の発展に寄与することを目的とする。

(自己評価等)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果及び認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行う。

2 前項の点検、評価及び見直しに関して必要な事項は別に定める。

(情報の積極的な公表)

第2条の2 本学における教育研究活動等の状況について、広く周知を図ることができる方法によって積極的に公表するものとする。

第2章 学科・学生定員及び修業年限

(学科、学生定員及びその目的)

第3条 本学において設置する学科及びその学生定員は、次のとおりとする。

学科及び専攻課程	入学定員	収容定員
食物栄養科	40	80
初等教育科	200	400

2 それぞれの科の人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的を別表第7のとおり定める。

(修業年限及び在学年限)

第4条 本学の修業年限は2年とする。

2 学生は4年を超えて在学することはできない。

3 第15条第1項の規定により入学した学生は、同条第2項により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

4 第2項の規定にかかわらず、修業年限を超えて一定の期間にわたり在学することを申し出た者は、学長が在学を認めることができる。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第5条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第6条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

2 学長が特に必要を認めた場合は、前項に定める学期の開始日及び終了日を変更することができる。

3 各学期の授業実施日等は、別に定める学年暦による。

4 第1項に定める各学期は、前半及び後半に分けて授業を編成することができる。

(1年間の授業期間)

第7条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業期間)

第8条 各授業科目の授業は、8週、10週又は15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

(授業を行わない日)

第9条 学年中の授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。

- 一 日曜日
 - 二 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - 三 春期休業日
 - 四 夏期休業日
 - 五 冬期休業日
- 2 前項第3号から第5号までの休業日の期間は、学年暦により定める。
- 3 学長は、必要があると認めるときは、第1項に定める休業日のほかに臨時の休業日を定め、又は第1項に定める休業日を授業実施日に変更することができる。

第4章 入学、編入学、再入学、転入学、退学、 休学、復学、除籍、転学及び転科

(入学の時期)

第10条 入学の時期は学年の始めとする。ただし、外国人留学生・帰国子女は、後学期の始めに入学することができる。

(入学資格)

第11条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が、高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- (7) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者。

(入学の出願)

第12条 本学に入学を出願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

2 提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

(入学者の選考)

第13条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第14条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納入しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(編入学)

第 15 条 本学に編入学を希望するときは、選考のうえ、入学を許可することができる。

2 編入学に関する規程は、別に定める。

(再入学・転入学)

第 15 条の 2 本学に再入学又は転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

3 再入学、転入学に関する規程は別に定める。

(退学)

第 16 条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(休学)

第 17 条 疾病その他やむを得ない事情により 3 ヶ月以上修学することのできない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第 18 条 休学の期間は 1 年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は、引き続き更に 2 年まで延長することができる。

2 休学の期間は通算して 3 年を超えることができない。

3 休学の期間は第 4 条第 2 項及び第 3 項の在学年限に算入しない。

4 休学の期間は、事由の発生した日時にかかわらず、次の学期の始めからとする。

(復学)

第 19 条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

2 復学の時期は、学年の前期及び後期の始めとする。

(除籍)

第 20 条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

(1) 第 4 条第 2 項及び第 3 項に定める在学年限を超えた者

(2) 第 18 条第 2 項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者

(3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(4) 長期間にわたり行方不明の者

(転学)

第 21 条 学生が、他の大学に入学又は転学を志願するときは、予め学長の許可を受けなければならない。

(転科)

第 22 条 本学の学生で、学内の他学科に転科を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り、審議の上、許可することがある。

2 転科に関する規程は別に定める。

第 5 章 教育課程及び履修方法等

(授業科目、授業の方法)

第 23 条 本学において開設する授業科目は、次のとおりとする。

教養科目及び専門科目

2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

3 本学は、短期大学設置基準（昭和 50 年文部省令第 21 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき文

部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

- 4 本学は、第2項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 5 本学は、短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）第11条第2項の規定に基づき文部科学大臣が別に定めるところにより、第2項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。
- 6 教育課程は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に編成するものとする。
- 7 前項により編成する教育課程として、特定の分野または課題の授業科目で構成する副専攻を設置し、その学修成果を認定することができる。
- 8 前項の副専攻に関して必要な事項は別に定める。
- 9 授業科目の種類、単位数等は別表第1のとおりとする。

第23条の2 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録できる単位数の上限については、規則で別に定める。

（教職に関する科目）

第24条 前条に定めるもののほか、教職に関する科目を置く。

- 2 授業科目の種類、単位数等は別表第2のとおりとする。

（単位の計算方法）

第25条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- 一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - 二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - 三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して大学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定める。

（単位の授与）

第26条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、法令等によって別に定めのある場合を除いて、授業時数の3分の2以上出席しなければならない。

（学習の評価）

第27条 授業科目の試験等による成績は、0点から100点の範囲において点数で評価し、点数をAA、A、B、C及びFの5段階の評語で表す。

- 2 評語のAA、A、B及びCを合格とし、Fを不合格とする。
- 3 成績評価の基準は、別に定める。

（入学前の既修得単位等の認定）

第28条 本学において、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学又は大学（外国の短期大学又は大学を含む。以下同じ。）において履修した授業科目について修得した単位（第59条の規定により修得した単位を含む。）を本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 本学において教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った第31条第1項

- に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、再入学・転入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて15単位を超えないものとする。
 - 4 前3項による単位の認定は、教養科目又は専門科目の単位とする。
 - 5 単位の認定に関連して修業年限の短縮は行わない。
 - 6 入学前の既修得単位の認定に関する規定は、別に定める。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

- 第29条 本学において教育上有益と認めるときは、他の短期大学又は大学との協議により、学生が当該他の短期大学又は大学の授業科目を履修することを認めることがある。
- 2 前項の規定により、当該他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位については、15単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
 - 3 前2項の実施に関して必要な事項については、別に定める。

(外国の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

- 第30条 本学において教育上有益と認めるときは、外国の短期大学又は大学との協議により、学生が当該外国の短期大学又は大学に留学し学修することを認めることがある。
- 2 前項の規定により、学生が履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことのできる単位数は、第29条第2項及び第31条第2項の単位数と合わせて30単位を超えないものとする。
 - 3 前2項の実施に関して必要な事項については、別に定める。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

- 第31条 本学において教育上有益と認めるときは、本学の定めるところにより学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 2 前項により与えることのできる単位数は、第29条第2項により修得したものとみなす単位数と合わせて15単位を超えないものとする。
 - 3 前2項の実施に関して必要な事項については、別に定める。

第6章 卒業等

(卒業の要件)

- 第32条 本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、別に定める履修規程により62単位以上を取得しなければならない。
- 2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第23条第3項の授業の方法により修得する単位数は30単位を超えないものとする。

(卒業)

- 第33条 本学に2年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定し卒業証書を授与する。

(短期大学士の学位)

- 第34条 前条の規定により卒業を認められた者は、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。
- 2 前項の学位の表記は、次のとおりとする。

食物栄養科	短期大学士（栄養学）
初等教育科	短期大学士（教育学）

(教育職員免許状の取得)

- 第35条 本学において、取得することができる教育職員免許状の種類は、次のとおりとする。

学 科	免許状の種類(免許教科)
食物栄養科	中学校教諭二種免許状(家庭) 栄養教諭二種免許状
初等教育科	小学校教諭二種免許状 幼稚園教諭二種免許状

- 2 教育職員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所要単位を修得しなければならない。

(免許・資格の取得)

第 36 条 本学において取得できる資格は、次のとおりとする。

学 科	取得できる免許・資格
食物栄養科	栄養士免許証取得資格 フードスペシャリスト資格
初等教育科	保育士資格

- 2 資格を取得しようとする者は、それぞれ別に定める所要単位を修得しなければならない。

(免許・資格の履修)

第 37 条 教育職員免許状及び資格の取得に関する規程は、それぞれ別に定める。

第 7 章 入学検定料、入学金、授業料及びその他の諸納入金

(入学検定料等の納入)

第 38 条 学生は、本学所定の入学検定料、入学金、授業料、施設設備費及び教育研究料（以下「入学検定料等」という。）並びにその他の納入金を所定の期日までに納入しなければならない。

(入学検定料等及びその他の納入金の額)

第 39 条 入学検定料等の額は、別表第 4 のとおりとする。

- 2 その他の納入金の額は、別に定める。

(授業料の納期等)

第 40 条 授業料は、第 6 条第 1 項に規定する学期に応じ、それぞれ年額の 2 分の 1 に相当する額を、次に掲げる納期までに納入するものとする。

前学期分 納期 4 月 20 日まで

後学期分 納期 9 月 30 日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、前学期分の授業料の納期までに、当該年度の後学期分に係る授業料を併せて納入することができる。

- 3 入学検定料及び入学金並びにその他の納入金の納期は、別に定める。

- 4 施設設備費及び教育研究料は、授業料の前学期分の納期までに納入するものとする。

- 5 第 1 項及び前項の規定にかかわらず、特別の事情があると認められる者は、申出により、授業料、施設設備費及び教育研究料（以下「授業料等」という。）並びに入学金の分納又は延納を認めることがある。

(退学、除籍及び停学期間の授業料等)

第 41 条 学期の途中で退学（懲戒による退学を含む。）し、又は除籍された者の当該学期分の授業料並びに当該年度分の施設設備費及び教育研究料は徴収する。

ただし、死亡、第 20 条第 1 項第 3 号または第 4 号に定めにより除籍となった者の未納の授業料等の免除については、理事会において決定する。

- 2 停学期間中の授業料等は徴収する。

(休学期間の授業料等)

第 42 条 休学期間中の授業料、施設設備費及び教育研究料は、免除する。

第 43 条 削除

(卒業延期者の授業料等)

第 44 条 卒業を延期する学生のうち、1 年間卒業を延期する者は、第 40 条に準じ授業料等を納期までに納入する。

2 前期もしくは後期の半期のみ卒業延期する者は、授業料等の年額の 2 分の 1 に相当する額を納期までに納入する。

(納入した授業料等)

第 45 条 納入した入学検定料等は原則として返還しない。

第 8 章 教職員組織

(教職員組織)

第 46 条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教及び事務職員を置く。

2 本学に前項に規定するもののほか、副学長及び学長補佐を置き、その他必要な教職員を置くことができる。

3 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統監する。

4 教員、事務職員等は、相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保し、教育研究及び必要な業務等を組織的かつ効果的に行う。

第 9 章 教 授 会

(教授会)

第 47 条 本学に教授会を置く。

(教授会の構成)

第 48 条 教授会は、学長、基幹教員及び学長が指名する事務職員及び本学の専任教員をもって構成する。

2 前項の規定にかかわらず、教授会が必要と認めた時は、教授会にその他の職員を加えることができる。

(その他)

第 49 条 本章に定めるもののほか、教授会に関し、必要な事項は別に定める。

第 10 章 専 攻 科

(専攻科)

第 50 条 本学に専攻科を設け、初等教育専攻を置く。

(人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的)

第 51 条 専攻科初等教育専攻（以下、「初等教育専攻」という。）は、本学の卒業生又はそれと同等以上の学力のあるものに対して一層高度な知識を与え、かつ、自発的研究の能力及び態度を養うことを目的とする。

2 初等教育専攻の人材養成に関する目的その他の教育研究の目的を別表第 7 のとおり定める。

(学生定員)

第 52 条 初等教育専攻の入学定員は、15 人とする。

(修業年限)

第 53 条 初等教育専攻の修業年限は 2 年とする。

2 初等教育専攻の学生は、3 年を超えて在学することはできない。

3 前項の規定にかかわらず、修業年限を超えて一定の期間にわたり在学することを申し出

た者は、学長が在学を認めることができる。

(入学資格)

第 54 条 初等教育専攻に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 短期大学において初等教育又は児童教育に関する学科専攻を卒業した者
- 二 前号に規定する者の他、大学又は短期大学を卒業し、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校教諭普通免許状を有する者

(開設授業科目及びその単位数)

第 55 条 初等教育専攻で開設する授業科目の種類及びその単位数等は、別表第 3 のとおりとする。

(課程の修了等)

第 56 条 学生は 2 年以上在学し、5 2 単位以上を取得しなければならない。

- 2 前項の規定により修了の要件として修得すべき単位数のうち、第 2 3 条第 3 項の授業の方法により修得する単位数は 2 5 単位を超えないものとする。
- 3 第 1 項の単位取得についての履修規程は、別に定める。
- 4 第 1 項に定める授業科目及び単位数を取得した者については、教授会の議を経て、学長が修了を認定する。
- 5 学長は、修了を認定した者に対して、修了証書を授与する。

(入学検定料等の諸納入金)

第 57 条 本学専攻科の入学検定料、入学金、授業料及びその他の諸納入金の金額は別表第 5 のとおりとする。

- 2 第 53 条第 3 項の規定により、修業年限を超えて在学を認められた者の授業料等の金額は、別に定める。

(その他)

第 58 条 本学専攻科に関し、本章に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

第 1 1 章 科目等履修生・特別聴講学生・研究生・外国人留学生及び帰国子女

(科目等履修生)

第 59 条 本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。ただし、納入金の種類及び金額は、別表第 6 のとおりとする。

- 2 科目等履修生に関する規程は別に定める。

(特別聴講学生)

第 60 条 本学において、他の短期大学又は大学(外国の短期大学又は大学を含む。)との協議により、当該他の短期大学等の学生に特別聴講学生として本学の授業科目を履修させることがある。

ただし、納入金の種類及び金額は、別表第 6 のとおりとする。

- 2 特別聴講学生に関して必要な事項は別に定める。

(研究生)

第 61 条 本学において、特定の学科目について研究することを志願する者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することがある。ただし、納入金の種類及び金額は、別表第 6 のとおりとする。

- 2 研究生に関して必要な事項は別に定める。

(外国人留学生及び帰国子女)

第 62 条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生以外の学生で、外国において相当の期間中等教育(中学校又は高等学校に対応する学校における教育をいう。)を受けた者が本学に入学を志願するときは、選考の上、帰国

- 子女として入学を許可することがある。
- 3 外国人留学生及び帰国子女に関して、必要な事項は別に定める。

第12章 賞 罰

(表彰)

第63条 学生として表彰に価する行為があった者は、学長が表彰する。

(懲戒)

第64条 本学の規則等に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学、謹慎及び訓告とする。

3 前項の退学は次の各号の一に該当する学生に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 懲戒に関する規程は別に定める。

第13章 附属図書館及び附属幼児・児童教育研究センター

(附属図書館)

第65条 本学に附属図書館を置く。

2 附属図書館に関する規則は、別に定める。

(附属幼児・児童教育研究センター等)

第66条 本学に附属幼児・児童教育研究センターを置く。

2 附属幼児・児童教育研究センターに関する規則は、別に定める。

3 第1項に掲げるもののほか、本学に教育研究上必要な研究所等を置き、当該研究所等に関する規程は別に定める。

第14章 厚生施設

(学生寮)

第67条 本学に学生寮を置く。

2 学生寮に関する規則は別に定める。

(保健管理)

第68条 本学に保健室を設置し、校医・看護師等を置き、職員及び学生の保健管理にあたる。

第15章 公開講座

(公開講座)

第69条 学校教育法第69条の定めるところにより、本学に公開講座を開設することができる。

第16章 その他

(雑則)

第70条 この学則に定めるもののほか学則の施行に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

1. この学則は、昭和29年4月1日から施行する。(大学設置)
2. この学則は、昭和37年4月1日から施行する。(初等教育科増設、生活科入学定員)

変更)

3. この学則は、昭和39年4月1日から施行する。(英文科増設)
4. この学則は、昭和41年4月1日から施行する。(生活科、初等教育科入学定員変更)
5. この学則は、昭和42年4月1日から施行する。(初等教育科入学定員変更)
6. この学則は、昭和44年4月1日から施行する。(英文科を英語科に改称)
7. この学則は、昭和49年4月1日から施行する。(生活科入学定員変更)
8. この学則は、昭和50年4月1日から施行する。(商科を商経科に改称)
9. この学則は、昭和61年4月1日から施行する。
10. この学則は、昭和62年4月1日から施行する。
11. この学則は、平成元年4月1日から施行する。(専攻科福祉専攻増設)

附 則

1. この学則は、平成2年4月1日から施行する。
2. 第2条に規定する学生定員は、平成2年度から平成11年度までの間、次のとおりとする。

年 度 学 科 名	平成2年度		平成3年度～ 平成10年度		平成11年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
商経科	100	150	100	200	50	150
生活科						
食物栄養専攻	100	200	100	200	100	200
生活文化専攻	50	100	50	100	50	100
初等教育科	150	300	150	300	150	300
英語科	50	80	50	100	30	80

附 則

1. この学則は、平成3年4月1日から施行する。ただし、第51条及び第52条別表第3については、平成3年度入学生から適用する。
2. 第2条の規定する学生定員は、平成3年度から平成11年度までの間、次のとおりとする。

年 度 学 科 名	平成3年度		平成4年度～ 平成10年度		平成11年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
商経科	100	200	100	200	50	150
生活科						
食物栄養専攻	100	200	100	200	100	200
生活文化専攻	80	130	80	160	50	130
初等教育科	150	300	150	300	150	300
英語科	50	100	50	100	30	80

附 則

1. この学則は、平成4年4月1日から施行する。ただし、第32条については、平成3年9月18日から適用する。

附 則

1. この学則は、平成4年4月1日から施行する。ただし、第22条、第23条、第31条、第35条及び第36条については平成4年度入学生から適用し、平成3年度以前の入学生

については従前の規定による。

附 則

- この学則は、平成5年4月1日から施行する。ただし、第23条(授業科目)、第24条(教職・司書・司書教諭及び秘書に関する科目)、第32条(卒業の要件)、第36条(免許・資格の取得)、第37条(免許・資格の履修)及び第38条・第57条(入学検定料等の諸納入金)については、平成5年度入学生から適用し、平成4年度以前の入学生については、従前の規定による。

附 則

- この学則は、平成6年4月1日から施行する。ただし、第23条(授業科目)、第24条(教職・司書・司書教諭及び秘書に関する科目)、第32条(卒業の要件)、第36条(免許・資格の取得)、第37条(免許・資格の履修)及び第38条・第57条(入学検定料等の諸納入金)については、平成6年度入学生から適用し、平成5年度以前の入学生については、従前の規定による。
- 第3条の規定する学生定員は、平成6年度から平成11年度までの間、次のとおりとする。

なお、生活科生活文化専攻については、平成6年4月から学生の募集を停止し、在学生の卒業を待って廃止する。

年度 学科 及び 専攻課程名	平成6年度		平成7年度～ 平成10年度		平成11年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
商経科	100	200	100	200	50	150
生活科						
食物栄養専攻	100	200	100	200	100	200
生活文化専攻	—	80	(廃止)	—	—	—
生活文化科	80	80	80	160	50	130
初等教育科	150	300	150	300	150	300
英語科	50	100	50	100	30	80

附 則

- この学則は、平成7年4月1日から施行する。ただし、第23条(授業科目)、第24条(教職・司書・司書教諭及び秘書に関する科目)、第32条(卒業の要件)、第36条(免許・資格の取得)、第37条(免許・資格の履修)及び第38条・第57条(入学検定料等の諸納入金)については、平成7年度入学生から適用し、平成6年度以前の入学生については、従前の規定による。
- 第3条の規定する学生定員は、平成7年度から平成11年度までの間、次のとおりとする。

なお、生活科食物栄養専攻については、在学生の卒業を待って廃止する。

年度 学科 及び 専攻課程名	平成7年度		平成8年度～ 平成10年度		平成11年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員

商経科	100	200	100	200	50	150
生活科						
食物栄養専攻	—	100	(廃止)	—	—	—
食物栄養科	100	100	100	200	100	200
生活科						
生活文化専攻	(廃止)	—	—	—	—	—
生活文化科	80	160	80	160	50	130
初等教育科	150	300	150	300	150	300
英語科	50	100	50	100	30	80

附 則

- この学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 平成11年度の入学定員、収容定員については、第3条の規定にかかわらず次のとおりとする。

年 度 学 科	平成11年度	
	入学定員	収容定員
商経科	100	200
食物栄養科	100	200
生活文化科	80	160
初等教育科	150	300
英語科	50	100

附 則

- この学則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、別府大学短期大学部英語科は改正後の学則第3条の規定にかかわらず、平成12年3月31日に当該科に在学する者が、当該科に在学なくなるまでの間、存続するものとする。
- 平成12年度から平成16年度までの入学定員、収容定員については、第3条の規定にかかわらず次のとおりとする。

年度 学 科	平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
商経科	90	190	80	170	70	150	60	130	50	110
食物栄養科	100	200	100	200	100	200	100	200	100	200
生活文化科	50	150	50	100	50	100	50	100	50	100
初等教育科	150	300	150	300	150	300	150	300	150	300
英語コミュニケーション科	40	90	40	80	40	80	40	80	40	80

附 則

- この学則は、平成13年4月1日から施行する。
ただし、別府大学短期大学部商経科、生活文化科は、改正後の学則第3条の規定にかか

わらず、平成13年3月31日に当該科に在学する者が、当該科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

2. 平成13年度から平成16年度までの入学定員、収容定員については、第3条の規定にかかわらず次のとおりとする。

年度 学 科	平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
経営情報文化科	130	270	120	250	110	230	100	210

附 則

1. この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成16年4月1日から施行する。

ただし、別府大学短期大学部経営情報文化科、英語コミュニケーション科は、改正後の学則第3条の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該科に在学する者が、当該科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

1. この学則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成18年1月1日から施行し、第34条の規定は平成18年1月1日から適用する。

附 則

1. この学則は、平成18年4月1日から施行する。
2. 栄養士養成施設の食物栄養科の学級数は2学級とし、介護福祉士養成施設の専攻科福祉専攻の学級数は1学級とする。

附 則

1. この学則は、平成19年4月1日から施行する。
(講師に関する経過規定)
第46条及び第48条の規定にかかわらず、現に講師の職務にある者が在職するまでの間、職としての講師を置くものとする。

附 則

1. この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、この学則の施行日前に在籍する者は、なお従前の例による。
2. 別府大学短期大学部地域総合科学科は、平成26年度より学生の募集を停止する。なお、平成26年度の収容定員については、学則第3条第1項の規定にかかわらず、80人とする。

附 則

1. この学則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表については、この学則の施行日前に在籍する者は、なお従前の例による。

附 則

1. この学則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表については、この学則の施行日前に在籍する者は、なお従前の例による。

附 則

1. この学則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、この学則の施行日前に在籍する者は、なお従前の例による。
2. 第42条（休学期間中の授業料等）並びに別表第1の「地域社会フィールドワーク演習」、「世界農業遺産体験学習」及び「大学史と別府大学」の科目の追加については、学則の施行日前に在籍する者にも適用する。
3. 別府大学短期大学部保育科は、平成29年度入学生から学生の募集を停止し、在学生の卒業を待って廃止する。なお、同科の平成29年度の収容定員については、学則第3条第1項の規定にかかわらず、60人とする。

附 則

1. この学則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、この学則の施行日前に在籍する者は、なお従前の例による。

附 則

1. この学則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、この学則の施行日前に在籍する者は、なお従前の例による。

附 則

1. この学則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、この学則の施行日前に在籍する者は、なお従前の例による。

附 則

1. この学則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、この学則の施行日前に在籍する者は、なお従前の例による。

附 則

1. この学則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、この学則の施行日前に在籍する者は、なお従前の例による。

附 則

1. この学則は、令和5年4月1日から施行する。
2. この学則の施行日前に在籍する者は、なお従前の例による。ただし、第41条、第44条及び

別表第1「数学基礎Ⅰ」「アルゴリズムとプログラミング」「統計学Ⅰ」「データサイエンス基礎」「データエンジニアリング基礎」「AI基礎」「AI・データサイエンス実践」については、令和5年4月1日に在籍する者に適用する。

附 則

1. この学則は、令和6年4月1日から施行する。
2. この学則の施行日前に在籍する者は、なお従前の例による。

附 則

1. この学則は、令和7年4月1日から施行する。
2. この学則の施行日前に在籍する者は、なお従前の例による。

附 則

1. この学則は、令和7年6月1日から施行する。

別表第1 (学則第23条第6項)

1. 教養科目

授 業 科 目	単位数		備 考
	必修	選択	
哲学入門		1	
心理学入門		1	
文学入門		1	
法学(日本国憲法)		2	
社会生活と経済		1	
生物学基礎		1	
物理学基礎		1	
数学基礎Ⅰ		1	
化学基礎		1	
地域社会論		2	
現代社会論		1	
進路指導Ⅰ		1	卒業要件単位数
進路指導Ⅱ		1	・食物栄養科
国際文化		2	12単位以上
芸術		1	・初等教育科
英語コミュニケーションⅠ		1	12単位以上
英語コミュニケーションⅡ		1	
中国語Ⅰ		1	
中国語Ⅱ		1	
韓国語Ⅰ		1	
韓国語Ⅱ		1	
健康科学概論		1	
フィットネス		1	
スポーツと健康		1	
体育実技Ⅰ		1	
体育実技Ⅱ		1	
情報リテラシー	1		
数理・データサイエンス入門	2		
統計学Ⅰ		1	
アルゴリズムとプログラミング		1	
データサイエンス基礎		1	
データエンジニアリング基礎		1	
AI基礎		1	
インターンシップ		1	
基礎演習	1		
地域社会フィールドワーク演習		1	
大学史と別府大学		1	
海外短期語学研修		1	
海外語学研修1		2	
海外語学研修2		2	
グローバルと文化		2	
災害支援と防災対策		2	

2. 専門科目
2. 専門科目
(1) 食物栄養科

授 業 科 目		単位数		備 考
		必修	選択	
社会生活と健康	社会福祉概論		2	卒業要件単位数 50単位以上
	健康管理概論		1	
	公衆衛生学概論		2	
人体の構造と機能	解剖生理学		2	
	生化学		2	
	解剖生理・生化学実験		1	
	運動生理学		2	
	医学概論・臨床医学入門		2	
食品と衛生	食生活論	2	1	
	食品学			
	食品学実験		1	
	食の安全と鑑別		2	
	食品加工学		2	
	食品加工学実習		1	
	食品衛生学		2	
	食品衛生学実験		1	
栄養と健康	基礎栄養学	2		
	臨床栄養学総論	2		
	臨床栄養学各論		2	
	応用栄養学	2		
	臨床栄養学実習		1	
	応用栄養学実習		1	
栄養の指導	栄養教育論	2		
	栄養教育論実習		1	
	栄養カウンセリング論		2	
	栄養カウンセリング実習		1	
	公衆栄養学総論		2	
給食の運営	給食計画・実務論	2	2	
	給食経営管理実習Ⅰ		1	
	校外実習事前事後指導		1	
	給食経営管理実習Ⅱ		2	
	調理学			
	基礎調理		1	
	調理実習Ⅰ		1	
	調理実習Ⅱ		1	
関連科目	子どもの食と栄養		1	
	フードスペシャリスト論		2	
	フードコーディネート論		2	
	フードマーケティング論		2	
	生活経営		1	
	被服学		1	
	住生活学		1	
	保育学		1	
	学校栄養指導論		2	
	AI・データサイエンス実践		2	
	ゼミナールⅠ		1	
	ゼミナールⅡ		1	

(2) 初等教育科

授 業 科 目	単位数		備 考
	必修	選択	
国語（書写を含む）		2	卒業要件単位数 50 単位以上
社会		2	
算数		2	
理科		2	
生活		1	
家庭		1	
音楽		1	
図画工作		1	
体育		1	
外国語（英語）		2	
介護体験指導		1	
介護体験実習		1	
教職概論		2	
教育原理	2		
保育原理		2	
社会的養護Ⅰ		2	
社会福祉		2	
子育て支援		1	
子ども家庭福祉		2	
子ども家庭支援の心理学		2	
発達心理学	2		
子どもの理解と支援の方法		1	
特別支援教育・保育Ⅰ		2	
子どもの保健		2	
子どもの健康と安全		1	
子どもの食と栄養Ⅰ		1	
子どもの食と栄養Ⅱ		1	
子ども家庭支援論		2	
教育課程論		2	
保育内容総論	1		
保育内容Ⅰ		2	
保育内容Ⅱ		2	
保育内容Ⅲ		2	
保育内容Ⅳ		2	
保育内容Ⅴ		2	
器楽Ⅰ		1	
器楽Ⅱ		1	
器楽Ⅲ		1	
保育方法研究Ⅰ		1	
保育方法研究Ⅱ		1	
保育方法研究Ⅲ		1	
保育方法研究Ⅳ		1	
保育方法研究Ⅴ		1	
保育方法研究Ⅵ		1	
保育方法研究Ⅶ		1	
幼児と表現		1	
幼児と環境		1	
幼児と健康		1	
幼児と言葉		1	
幼児と人間関係		1	
乳児保育Ⅰ		2	
乳児保育Ⅱ		1	
特別支援教育・保育Ⅱ		2	
社会的養護Ⅱ		1	
子どもと絵本Ⅰ		2	
子どもと絵本Ⅱ		2	
国語科指導法		2	
社会科指導法		2	
算数科指導法		2	
理科指導法		2	
生活科指導法		2	
家庭科指導法		2	
音楽科指導法		2	
図画工作科指導法		2	
体育科指導法		2	
外国語（英語）科指導法		2	
道德教育指導法		1	
総合的な学習の時間および 特別活動指導法		2	
教育方法論		2	
教育とICT活用		1	
教育相談		2	
生徒指導論		2	
保育・教職実践演習（幼・小）		2	
保育実習指導Ⅰ（保育所）		1	
保育実習指導Ⅰ（施設）		1	
保育実習指導Ⅱ		1	
保育実習指導Ⅲ		1	
保育実習Ⅰ（保育所）		2	
保育実習Ⅰ（施設）		2	
保育実習Ⅱ		2	
保育実習Ⅲ		2	
教育実習指導		1	
観察実習		1	
教育実習		3	
AI・データサイエンス実践		2	

別表第2(学則第24条第2項)
教職に関する科目(食物栄養科)

授 業 科 目	単 位 数		備 考
	必 修	選 択	
教職概論		2	
教育学概論		2	
教育心理学		2	
教育制度論		2	
教育課程論		1	
家庭科教育法Ⅰ		2	
家庭科教育法Ⅱ		2	
道德教育の研究		1	
特別活動論		1	
教育方法論		1	
教育とICT活用		1	
生徒指導論		1	
教育相談論		2	
進路指導論		1	
実習指導		1	(事前・事後の指導を含む。)
教育実習Ⅰ		2	
教育実習Ⅱ		2	
教職実践演習(中学校)		2	
教職実践演習(栄養教諭)		2	
栄養教育実習指導		1	(事前・事後の指導を含む。)
栄養教育実習		1	
介護等体験実習指導		1	
介護等体験実習		1	

別表第 3 （学則第55条）
専攻科初等教育専攻

授 業 科 目	単 位 数		備 考
	必 修	選 択	
教科特講（国語Ⅰ）	2		修了要件単位数 5 2 単位以上
教科特講（国語Ⅱ）		2	
教科特講（算数Ⅰ）		2	
教科特講（算数Ⅱ）		2	
教科特講（理科）		2	
教科特講（社会）		2	
教科特講（外国語）		2	
子どもと環境		2	
子どもと表現		2	
教育職特論	2		
教育原論		2	
道徳教育原論		2	
特別支援教育総論	2		
教育行政学		2	
教育課程特論		2	
総合的な学習の時間および特別活動指導特論		2	
教育相談特講	2		
教育心理学特講		2	
生徒指導特論		2	
幼児理解の理論と方法		2	
心と健康		2	
人間関係論		2	
指導法特論(国語)		2	
指導法特論(社会)		2	
指導法特論(算数)		2	
指導法特論(理科)		2	
指導法特論(生活)		2	
指導法特論(家庭)		2	
指導法特論(体育)		2	
指導法特論（音楽）		2	
指導法特論（図画工作）		2	
指導法特論（外国語）		2	
幼児教育指導特論	2		
言葉と児童文化		2	
表現と鑑賞		2	
環境と自然		2	
実習指導（事前・事後の指導を含む）		1	
教育現場実習Ⅰ		2	
教育現場実習Ⅱ		2	
教育の方法と技術		2	
ICT活用の理論と方法		1	
教育評価・統計法		2	
介護等体験実習指導		1	
介護等体験実習		1	
教職実践演習（幼・小）		2	
修了論文	4		

別表第 4 (学則第 3 9 条) (円)

学年 \ 納入金	入学 検定料	入学金	授業料 (年額)	施設設備費 (年額)	教育研究料 (年額)
1 年次	30, 000	200, 000	590, 000	130, 000	初等教育科 100, 000 食物栄養科 120, 000
2 年次	——	——	590, 000	130, 000	同 上

別表第 5 (学則第 5 7 条)

専攻科福祉専攻 (円)

学年 \ 納入金	入学検定料	入学金	授業料	教育研究料 (年間)
1 年次	30, 000	220, 000	550, 000	60, 000

専攻科初等教育専攻 (円)

学年 \ 納入金	入学検定料	入学金	授業料	教育研究料 (年間)
1 年次	30, 000	220, 000	550, 000	60, 000
2 年次	——	——	550, 000	同 上

別表第 6 (学則第 5 9 条、第 6 0 条、第 6 1 条)

科目等履修生、特別聴講学生、研究生 (円)

区分 \ 納入金	入学検定料	入学金	授業料	教育研究料 (年間)
科目等履修生	30, 000	——	1 授業科目 20, 000	——
特別聴講学生	30, 000	——	6月 100, 000 1年 200, 000	——
研究生	30, 000	100, 000	200, 000	30, 000

別表第7（学則第3条、第51条）

食物栄養科	食物と栄養・健康における教育研究と人間教育を通じて、栄養学に関する専門的な知識・技能を生かしながら社会全体の生活の質や福祉の向上に貢献できる人材を養成することを目的とする。
初等教育科	教育・保育における教育研究と人間教育を通じて、教育学に関する専門的な知識・技能を生かしながら社会全体の生活の質や福祉の向上に貢献できる人材を養成することを目的とする。
専攻科 初等教育専攻	初等教育に関する専門的な教育研究と人間教育を通じて、教育理論に基づいた高度な知見と実践力により教育的課題の発見と解決に貢献できる人材を養成することを目的とする。